プレスリリース

令和6年5月24日

~港区内での創業を強力に支援!~

創業・スタートアップ支援事業補助金の受付を開始します!

創業に必要な経費の一部を補助する「創業・スタートアップ支援事業補助金」の募集受付を開始 します。区内の創業を積極的に支援し、区内産業の発展と地域経済の活性化につなげていきます。

創業・スタートアップ支援事業補助金

- ●対象者:以下の要件をすべて満たす「区内で創業して2年未満の創業者」
 - ①港区内に事務所等があること
 - ②港区産業振興課の商工相談(事前予約必須)を受け、創業計画書を作成すること
 - ③許認可等が必要な業種の場合、当該許認可等を受けているか、交付までに受けること
- ●補助上限額・補助率:250万円を限度に補助対象経費の3分の2
 - ※最大2年度にわたり補助金を交付(賃借料のみ)。初年度交付金額は最大160万円
- ●募集期間:令和6年6月3日(月曜)~令和7年1月20日(月曜)※予算の範囲内で受付
- ●補助対象経費

賃借料(初年度は最大3か月分)

事業を行う上で必要な港区内の事務所等の賃借料で、継続的に使用する物件が対象

①店舗・事務所賃料

上限:120万円 月10万円×12か月

②コワーキングスペース等利用料

上限:18万7,200円 月15,600円×12か月

広報費

新たに広告宣伝を行う費用

①チラシ製作費等 ②広告掲載料等

上限:40 万円(①・②合わせて)

設備費

事務所の改装工事費、備品等導入費

- ①区内の事業所・店舗の外装・内装工事費用
- ②区内事業所で使用する機械装置・工具・器 具の調達・設置費用

上限:60 万円(①・②合わせて)

ホームページ作成費

新たにホームページを作成する費用

※すでにホームページを持っている場合は対象外

上限:30万円

【補助金交付までの流れ】

- ①創業計画書作成のための商工相談申込(予約制・電話受付)※初回面談は12月20日(金曜)まで
- ②商工相談を受け、創業計画書を作成(面談3回程度)
- ③創業計画書完成後、補助金交付申請書一式を郵送で提出
- ④港区による審査・交付決定(1か月程度)
- ⑤補助事業実施→事業終了後、実績報告書提出
- ⑥港区による審査・額の確定(1か月程度)
- ⑦補助金交付 ※賃借料は、翌年度に「更新」申請が必要

